

法人名 山梨県更生保護協会

【法人の概要】

代表者名	理事長 横内正明		所管部(局)課	県民生活課		
所在地	甲府市中央1丁目11-8		電話番号	055-226-7331		
ホームページURL			E-mailアドレス			
資本金(基本財産)	145,000	千円	設立年月日	昭和50年4月19日		
主な出資者	出資順位	出資者名		出資額		出資比率
	1	山梨県		40,000	千円	27.6 %
	2	市町村		40,000	千円	27.6 %
	3				千円	0.0 %
	4				千円	0.0 %
	5				千円	0.0 %
	6				千円	0.0 %
	7				千円	0.0 %
	8				千円	0.0 %
	9				千円	0.0 %
	10				千円	0.0 %
	その他	1189 団体(者)		65,000	千円	44.8 %
設立経緯概況等	この法人は、山梨県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対して、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。					

【主要事業の概要】

主な事業名	内容	事業費(単位:千円)		
		H17年度	H18年度	H19年度
事業1 更生保護施設への連絡助成	山梨以徳会への運営費助成金	700	700	900
事業2 保護司活動への連絡助成	県保護司会連合会、保護区保護司会への助成	5,453	5,596	5,248
事業3 民間協力組織に対する連絡助成	県更生保護女性連盟、県BBS連盟等への助成	1,387	1,447	1,756

【組織】

	年度	平成18年度					平成19年度					平成20年度				
		職員 プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	その他	職員 プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	その他	職員 プロパー 員	派遣 兼務 員	県 職 員 OB	県 OB	その他
4月1日現在の人員	理事(常勤)	0					0					0				
	理事(非常勤)	24		2		22	23		2		21	23		2		21
	監事(常勤)	0					0					0				
	監事(非常勤)	2				2	2				2	2				2
	評議員	27				27	27				27	30				30
	計	53	0	2	0	51	52	0	2	0	50	55	0	2	0	53
職員	管理職	0					0				0					
	一般職員	2	2				2	2			2	2				
	臨時職員	0					0				0					
	非常勤職員	0					0				0					
	計	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
プロパー職員の年齢構成 (H21.4.1現在)	年齢	~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61歳以上	合計					平均年齢	平均年収		
	男性							1	1	役員				(千円)		
	女性					1		1	1	常勤						
	合計	0	0	0	0	1	1	2	2	職員	59			(千円)	880	

【経営の状況】

(単位:千円)

項 目		17年度	18年度	19年度	増減(19-18)
正味財産の状況	基本財産運用益	259	586	1,150	564
	受取会費	6,099	6,118	5,816	△ 302
	受取寄付金	2,440	3,090	2,380	△ 710
	受託事業収益				0
	自主事業収益				0
	受取補助金等	3,819	4,674	4,496	△ 178
	雑収益				0
	経常収入 計	12,617	14,468	13,842	△ 626
	事業費	11,643	12,430	13,584	1,154
	うち人件費	2,036	2,105	1,677	
	管理費	768	758	958	200
	うち人件費	246	256	380	124
	経常支出 計	12,411	13,188	14,542	
	当期経常増減額	206	1,280	△ 700	△ 1,980
	経常外収入				0
	経常外支出				0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
当期正味財産増減額	206	1,280	△ 700	△ 1,980	
正味財産期首残高	256	206	1,280		
正味財産期末残高	462	1,486	580	△ 906	

(単位:千円)

項 目		17年度	18年度	19年度	増減(19-18)
財務状況	流動資産	15,910	17,190	14,646	△ 2,544
	固定資産	146,851	146,991	145,913	△ 1,078
	資産 計	162,761	164,181	160,559	△ 3,622
	流動負債				0
	うち短期借入金				
	固定負債	1,851	1,991	913	
	うち長期借入金				
	負債 計	1,851	1,991	913	△ 1,078
	正味財産	160,910	162,190	159,646	△ 2,544
	うち基本財産への充当額	145,000	145,000	145,000	0
うち特定資産への充当額					

(単位:千円)

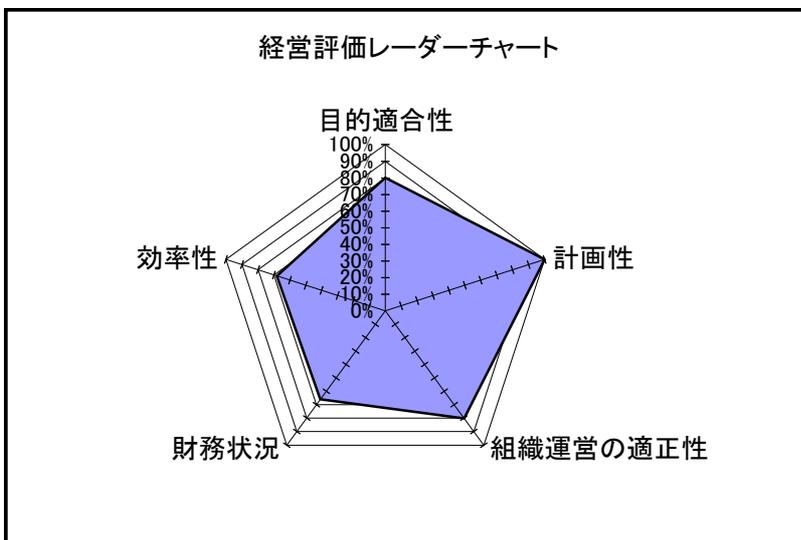
項 目		17年度	18年度	19年度	増減(19-18)
県の財政的関与の状況	負担金				0
	人件費(派遣法)補助金				0
	人件費(派遣法以外)補助金				0
	人件費以外の補助金				0
	運営費補助金	0	0	0	0
	事業費補助金				0
	補助金 計	0	0	0	0
	人件費(派遣法)委託金				0
	人件費(派遣法以外)委託金				0
	人件費以外の委託金				0
	委託金 計	0	0	0	0
	県支出金 計	0	0	0	0
	県の財政的関与の割合(%)	0.0	0.0	0.0	
県貸付金残高				0	
県債務負担実際残高				0	

【県の財政的関与の内容・目的】

項目	内容・目的
補助金 (運営費)	
補助金 (事業費)	
委託金	
債務負担行為	

【自己評価・評点集計】:(経営評価算出表により、法人自らが評価した結果を記入)

評価の視点	評価ポイント	評価項目数	満点	評点	得点率
目的適合性	出資法人が当初の設立目的あるいは公益目的と適合した業務を行っているかを問う視点	5	20	16	80.0%
計画性	出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点	5	20	20	100.0%
組織運営の適正性	組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備、運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかを問う視点	4	15	12	80.0%
財務状況	出資法人の経営の安全性や収益性を問う視点	11	44	29	65.9%
効率性	出資法人の組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているかを問う視点	7	28	19	67.9%
合計		32	127	96	75.6%



【出資法人の自己評価】:(各評価の視点毎に、法人自らによる分析・検証の結果及び対応策を記入)

目的適合性	県内には、当協会が行っている更生保護事業を行う団体は他になく、事業の必要性や公益性は認められる。
計画性	事業運営合理化計画や年次事業計画に基づき、適正な組織運営や管理費縮減に努めている。
組織運営の適正性	事務局長が職員の育成や職員間の円滑な意思疎通等に努めている。情報公開については、機関紙や県ホームページで財務情報等の公開をしており、透明性は確保されている。
財務状況	収支に700千円の赤字を出したが、このうち520千円は本来18年度の支出であり、帳簿の記載ミスにより、19年度の支出として処理したものである。また篤志家寄附金や賛助会費が見込みよりも大きく下回ってしまったため、予定通りの収入が確保できなかったことが、残り18万円の赤字の原因である。
効率性	管理費については、18年度に比べ19年度は200千円ほど増加した。これは、事業費と管理費中の給料手当等共通経費の配分方法が変わったことや、理事会の開催が1回増えたことが原因である。
総合的評価	収支に赤字を出したことや、見込んだ収入が確保できなかったことなどで、財務状況の評価が低くなった。また管理費の増加により、効率性の評価が低くなった。



対応策	篤志家寄附金や賛助会費を確実に確保できるよう、安定的な収入確保に努めていきたい。管理費は、今年度以降もできる限りの削減に努めていく。
-----	--

【法人担当部局の所見】:(法人所管部局による各評価の視点毎の分析、評価)

目的適合性	県内で、保護観察対象者等に対する金品の給与、貸与などの一時保護事業や、更生保護施設や保護司会などへの助成事業を行っているのは、当協会のみである。これらの事業は公益性が十分認められる。
計画性	事業運営合理化計画や年次事業計画は策定している。これらに基づき、計画的に事業運営に取り組んでいる。
組織運営の適正性	役員について、常勤役員は置いておらず適正である。事務局長が管理職としての役割を果たして、職員の職務への動機付け等に努めている。情報公開については、機関紙で財務情報を公開しているほか、県企画課のホームページでの掲載も行っており、適正である。
財務状況	収入が年度末まで確定できないため、事業費の執行の際は、助成額を十分検討して決定し、収支に赤字を出さないようにする必要がある。
効率性	管理費については、少しでも削減できるよう、努力する必要がある。
総合的評価	財務状況と効率性の評価が低い。 収支に赤字を出さないために、収入の範囲内で事業を行えるように、支出額(助成額)の見直しが必要である。 また、管理費削減について、引き続き努力するべきである。

【総合評価】:(経営評価委員会、経営評価アドバイザーによる総合評価)

今後更なる改善、見直しを行うべき視点	
総合的所見	
※ ランク下の%は得点率の範囲	<p>・経営方針、目的の設定などを行い、目的適合性、計画性の評価の改善が見られるが、平成19年度は当期損失を計上したため、財務状況の評価が低くなっている。</p> <p>・赤字経営とならないよう、会費や寄付金の増加に向けた努力や収入に見合った事業規模とするとともに、運営費の削減に努める必要がある。</p>



【総合所見等に対する今後の対応方針】

・収入の安定的確保のため、賛助会費や寄附金の確保に努め、各団体への助成額等は事業規模を見直し、収支のバランスを考えた事業運営を行うよう努める。また、管理費の削減に引き続き努めていく。